

第 9 3 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 3 4 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 3 5 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 3 6 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者の変更について）
- 第 3 7 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者の変更について）
- 第 3 8 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和元年度神河町一般会計補正予算（第 5 号））
- 第 3 9 号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 0 号議案 令和 2 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）

○議会提出議案

- 発議第 3 号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第105号

第93回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月27日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 令和2年5月8日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件

- (1) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者の変更について）
- (4) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者の変更について）
- (5) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和元年度神河町一般会計補正予算（第5号））
- (6) 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (7) 令和2年度神河町一般会計補正予算（第1号）
- (8) 常任委員会委員の選任
- (9) 議会運営委員会委員の選任
- (10) 特別委員会委員の選任

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸	藤 森 正 晴
三 谷 克 巳	藤 原 裕 和
澤 田 俊 一	栗 原 廣 哉
小 寺 俊 輔	藤 原 日 順
吉 岡 嘉 宏	安 部 重 助
小 島 義 次	

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第93回（臨時）神河町議会 会議録（第1日）

令和2年5月8日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和2年5月8日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第34号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 第35号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 第36号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者の変更について）
- 第37号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者の変更について）
- 日程第6 第38号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和元年度神河町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第7 第39号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第40号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議第3号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 常任委員会委員の選任
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任
- 日程第12 特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第34号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 第35号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 第36号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者の変更について）
- 第37号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰

山高原スキー場)の指定管理者の変更について)

- 日程第6 第38号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件(令和元年度神河町一般会計補正予算(第5号))
- 日程第7 第39号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第40号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 発議第3号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更
- 日程第10 常任委員会委員の選任
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任
- 日程第12 特別委員会委員の選任
- 追加日程第6 一部事務組合議会議員の選挙
- ・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
 - ・中播北部行政事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第7 常任委員会所管事務調査の申し出について

出席議員(11名)

1番 廣 納 良 幸	8番 藤 森 正 晴
2番 三 谷 克 巳	9番 藤 原 裕 和
3番 澤 田 俊 一	10番 栗 原 廣 哉
4番 小 寺 俊 輔	11番 藤 原 日 順
5番 吉 岡 嘉 宏	12番 安 部 重 助
6番 小 島 義 次	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長	小 林 英 和	主事	山 名 雅 也
局長補佐	多 田 佐 知 子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事
副町長	前田義人	真弓憲吾
教育長	入江多喜夫	建設課長 野崎直規
総務課長	日和哲朗	地籍課長 藤田晋作
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長 谷総和人
	黒田勝樹	健康福祉課長 桐月俊彦
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
	岡部成幸	保西 瞳
税務課長	長井千晴	会計管理者兼会計課長
住民生活課長	高木浩	山本哲也
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院事務長 春名常洋
	平岡民雄	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員
地域振興課長	多田守	井上淳一郎
地域振興課副課長兼農林業特命参事		教育課長兼給食センター所長
	前川穂積	藤原美樹
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事
	藤原登志幸	高橋宏安

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第93回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶にたえません。

新型コロナウイルス感染が全国に拡大し、4月7日に5月6日までを措置期間とし全国に緊急事態宣言が発出をされました。しかし、感染者の動向や医療機関の逼迫状況を分析した結果、さらなる感染拡大を防ぐため5月31日まで宣言の期間延長がなされました。また、兵庫県においても外出の自粛や店舗に対する休業要請等、県民の協力により一定の成果が出ており、今が瀬戸際と一層の協力を求められています。私たちもこの難局を乗り切るために、できる限りの協力をしなければなりません。

本日、臨時会の開会に当たり、兵庫土建組合神崎分会会員から、少しでもお役に立てたらと飛沫感染予防フィルムを設置していただきました。少し違和感があるかと思いますが御理解いただき、神崎分会の皆様への御厚意に感謝の意を表したく思います。

今臨時会に提出されます案件は、専決処分の承認5件、神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件1件、令和2年度神河町一般会

計補正予算の計7件です。議会からは、発議第3号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件、追加日程で議会の構成替えを予定しております。いずれも今後の町政にとって重要な案件であります。慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようお願いいたしまして開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） 改めましておはようございます。

臨時会開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

若葉がみずみずしい5月、町内ではあちらこちらで田植やその準備をされている風景が見られるなど、とても爽やかな季節となっているわけですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により今年とは全く違う状況となっています。世界はもとより日本国内をはじめ神河町民の日常が一変し、ウイルスという見えない敵がこれほど経済を苦しめている状況を、私のみならず全ての方々が経験したことはないと言えるわけがあります。

神河町では、そのような中、4月に入りましてからうれしい話題といえますか、ございました。神河町の女性ボランティアグループ様から小学校新入生用にお手製のマスク70枚、但陽信用金庫様から医療用マスクN95を2,400枚、株式会社互惠アグリ研究所様からも布製のマスク、先日、中播広域シルバー人材センター様より同じくお手製のマスク、そして第三セクターであります株式会社神崎フードからもマスク6,000枚の寄贈をいただいたところでございます。御支援に心からお礼を申し上げますとともに、それぞれ学校現場、医療現場、緊急時の備蓄用として有効に活用させていただきたいと思っております。

また、先日新聞にも載っておりましたし議長様からも今報告がなされました神河町の議会議場に兵庫土建神崎分会様よりこのウイルス防止パネルの寄贈など、本当に感謝するものでございます。本当にありがとうございました。

また、25日からはケーブルテレビを活用させていただいて各学校の先生方から児童生徒への心温まるメッセージ、また特別授業も実施をしているところでございます。

そのような中ではございますが、5月4日、専門家諮問委員会からの答申を受けた政府本部会議が開催され、安倍首相より緊急事態宣言の5月31日までの延長が決定されたわけでありまして。これからの1か月、緊急事態の収束のための1か月としながら、次なるステップへの準備期間と強調して、兵庫県を含む13特定警戒都道府県では外出自粛や施設の使用制限はこれまで同様の対策を求めることとしたところでございます。

また、国の専門家会議としては、5月14日を目途に再度分析評価して宣言解除の可否について検討するということでもありますし、そのことについては本日の新聞でも掲載がされていたところでございます。兵庫県も同様の方針を示すとともに、神河町としても5月5日、本部会議も開催をさせていただいて従来の方針を引き継ぐこととさせてい

ただいております。出口の設定を見極めることが非常に困難な状況ではございますが、経済活動の停滞・停止による生活維持や事業継続が困難な状況が神河町においても多く報告をされております。国、県の方針に従ってしっかりとその要請に応えながら、一日も早い収束に向かっていきたいというふうに考えております。

当然のことではございますが、町行政として何よりも町民の皆様への命、健康、そして生活を守ることが最大の使命と考えております。国、県の支援策の速やかな実行とともに、地域産業、地元事業者の事業継続、住民生活への町独自の支援策について速やかに取り組んでまいりたい決意でございます。

本日は専決処分の承認5件と条例改正1件、令和2年度一般会計補正予算を提案させていただきます。本年度の行政諸般につきましては、3月定例議会において議決をいただいているところでございますが、今臨時会におきましては特に新型コロナウイルス感染拡大により日本経済、そして国民の日常生活が大打撃を受ける中、国、県において様々な対策が講じられており、神河町として一つは特別定額給付金、2つ目は子育て世帯臨時特別給付金、3つ目として休業要請事業者経営継続事業としての持続化交付金を基本に提案をさせていただきました。

また、来週14日には再度臨時議会において神河町独自の政策も提案させていただこうというふうに考えております。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

午前9時12分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第93回神河町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

1番、廣納良幸議員、2番、三谷克巳議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日

1日間と決定しました。

これより議案の審議に入ります。

日程第3 第34号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第34号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第34号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として令和2年4月1日から施行されることに伴い、神河町税条例等の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。第34号議案の説明をさせていただきます。

今回の神河町税条例の改正点につきましては、地方税法の一部を改正する法律など一連の法改正がされたことと、元号の改元によりまして神河町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正としましては、独り親に対する税制上の措置の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応、たばこ税の課税標準の改正、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長、個人が低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例の創設、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長などでございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので御覧ください。

新旧対照表の1ページをお願いします。まず、第1条による改正で、第24条及び第34条の2につきましては、扶養する子がいる独り親に対する税制上の措置の見直しでございます。個人の町民税の非課税の範囲及び独り親の所得控除について、死別、離婚等戸籍上婚姻を経て独り親となった者しか対象としておりませんでした。未婚の独り親も対象とします。

また、婚姻後でも男性の独り親と女性の独り親とでは所得控除額等女性の独り親が優遇されておりましたが、この不公平さを解消するため全ての独り親に対して同様の税制上の措置を行うものでございます。

次に、新旧対照表の1ページの下から4ページをお願いします。第36条の2第1項から4ページの第54条第4項までにつきましては、法律改正に伴う項ずれによる改正、規定の整備を行っております。

次に、5ページから7ページをお願いします。第54条第5項につきましては、固定資産税の納税義務者等について、法規定の新設に合わせて新設したものでございます。公簿の調査やその他関係者への照会等、調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる規定の新設でございます。

第54条第6項から7ページの第61条の2までにつきましては、法律改正に合わせて規定の整備と項ずれに伴う改正を行っております。

第74条の3につきましては、第54条の第5項の新設と同様、固定資産税の課税上の課題に対応するもので、法規定の新設に合わせて新設したものでございます。登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合に、相続登記のされるまでの間において現所有者、相続人等に対し賦課徴収に必要な氏名、住所等を申告させることができる規定の新設でございます。

次に、8ページをお願いします。第75条につきましては、第74条の3の新設に伴い固定資産税に係る不申告に関する過料に対象者を追加したものでございます。

第94条第2項につきましては、法律改正に合わせて軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直す規定の改正でございます。

第94条第4項につきましては、法律改正に伴う規定の整備を行っております。

次に、9ページをお願いします。第96条第2項、3項につきましては、たばこ税の課税免除の適用に当たって法規定の新設に合わせて新設したものでございます。申告書に添付する課税免除事由に該当する証明書類について、保存を前提に添付を不要とする手続の簡素化を図る規定の新設でございます。

第98条第1項につきましては、第96条第2項の新設による条例の項ずれに伴う改正でございます。

次に、10ページから12ページをお願いします。第131条第6項から12ページの附則第7条の3の2までにつきましては、法律改正による項ずれに伴う改正と規定の整備及び改元に伴う改正を行っております。

次に、13ページから19ページをお願いします。

附則第8条第1項につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限を3年延長する法律改正に伴う改正でございます。

附則第10条から18ページ下段の附則第16条までにつきましては、法律改正に伴う規定の整備と改元に伴う改正でございます。

次に、20ページから21ページをお願いします。

附則第17条第1項につきましては、所得税において低未利用土地の活用促進に係る長期譲渡所得の特別控除が創設されることに伴い、個人住民税においても同様の特別控除をする規定の創設でございます。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期限を3年間延長する法律改正に伴う改正でございます。

附則第22条につきましては、改元に伴う改正でございます。

次に、22ページから23ページをお願いします。第2条による改正で、第19条、第20条、第23条第3項につきましては、法律改正による項ずれに伴う措置及び規定の整備を行っております。

次に、23ページ下段から33ページをお願いします。第31条第2項から32ページ下段の第52条までにつきましては、法人税法において連結納税の廃止がされたことによる改正と、それに伴う規定の整備でございます。

次に、34ページをお願いします。第94条第2項につきましては、法律改正に合わせて規定の整備を行っております。

附則第3条の2第2項につきましては、第52条の改正に伴う規定の整備を行っております。

次に、第3条による改正で、34ページ下段から35ページをお願いします。第24条、附則第1条につきましては、昨年の改正で個人住民税の非課税措置の対象者に単身児童扶養者を追加とする改正をしたところですが、このたび24条において対象者を独り親とする改正に伴う規定の整備と改元による改正でございます。

次に、36ページから38ページ中段をお願いします。

附則第2条、3条、5条から8条につきましては、改元による改正でございます。

附則第4条につきましては、附則第1条第4号の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、38ページ中段から45ページをお願いします。附則第8条による改正は平成27年改正分の改元に伴う改正、附則第9条による改正は平成28年改正分の改元に伴う改正、附則第10条による改正は平成29年改正分の改元に伴う改正、附則第11条による改正は平成30年改正分の改元に伴う改正を行っております。

なお、この条例は原則令和2年4月1日から施行するものですが、ただし各条文ごとの施行期日は各附則において定めているところでございます。

また、別紙改正概要をつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。

以上、第34号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思えます。

資料で言いますと、先ほど説明をいただきました新旧対照表の5ページでございます。この54条第5項、これ新設ということで、固定資産の所有者を探索しても不明の場合はその資産を使用している人に課税ができるようにされた改正ですが、ですのでこの課税ができるという表現になってますので、これはその使用者に対して通知をするというようなことだと思います。ですので、この通知を受けた使用者が拒否ができるかどうかということと、反対にその通知を承諾して納税を続けると将来的にはその所有権もその使用者のほうに移るかという、ちょっと税法と関係ない部分もあるかもしれないですが教えていただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。固定資産税を課すことができるということで課税台帳に記載することになりますので、原則拒否はできないことになります。

民法上10年以上所有してましたら占拠できるというのがあるんですけども、そちらのほうについては所有者不明土地ということになってますので、課税する者が不明の土地の場合の措置となりまして、民法上で10年以上土地等の所有権が認められるのはその方が所有の意思を持って他人のものを占有した場合ということになりますので、所有と認められた場合にはそのまま課税することになります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第34号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第34号議案は、原案のとおり

承認することに決定しました。

日程第4 第35号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第35号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第35号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として令和2年4月1日から施行されること等に伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。第35号議案の説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、地方税法の一部を改正する法律など一連の法改正がされたことによりまして、昨年度に引き続き低所得者への軽減制度の拡充を図ることが主な改正点となります。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので御覧ください。

新旧対照表の1ページをお願いします。第2条につきましては、第2項において基礎課税分の課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税分の課税限度額を16万円から17万円に引上げを行っております。

次に、第21条につきましては、低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございまして、被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乘じます所得額の変更でございます。具体的には、同条第2号中の5割軽減世帯につきましては28万円から28万5,000円に、同条第3号中の2割軽減世帯につきましては51万円から52万円に引き上げるものでございます。

次に、3ページ下段から4ページをお願いします。第25条につきましては、現在の災害減免や生活困窮等に加えて該当するものに「前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき」の一語を加えるものでございます。

次に、附則第10項、11項につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことによる引用法律の追加でございます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行し、改正後の規定につきましては令和2年度からの年度分に適用します。

以上、第35号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。

国保税の減免第25条で、新たに町長が必要と認めるときというのが入るんですけども、このケースとして例えば新型コロナウイルス等によって自営業者の方なんですけども今年度所得ががさっと減るということで、例えば今年度の8月ぐらいから国保税を減額しましょうあるいは減免しましょう、こういうようなケースも考えられるんでしょうかどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。現在、国のほうから財政支援としていろいろなことが出されているんですけども、国民健康保険料とか保険料の減免というところも出ておまして、それを視野に入れてこちらの一文を追加しております。

また、詳しいことについてまだ県のほうから来てない部分がありまして、通知等によっては追加で上げてくる可能性もあるんですけども、取りあえずすぐに対応できるようにということで今回この一文を上げさせていただいております。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 確認なんですけど、新型コロナ関係でどうのこうのいうようなことまでについてまだ国とか県から通知が来てない、こういうことでいいですか。

○議長（安部 重助君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。減免するよという通知は来てるんですけども、内容についての割合、この所得がこれだけ減ればこれだけの割合の減免をなさよといったようなのが例としてありまして、その確かな通知をまた追って通知しますということになっております。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第35号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第35号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 第36号議案及び第37号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第36号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者の変更について）、第37号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者の変更について）の2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第36号議案及び第37号議案は関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、第36号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件の指定管理者の変更について、第37号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。

峰山高原ホテルリラクシア及び峰山高原スキー場の指定管理者の承継に伴い指定管理者の変更が生じたもので、令和2年4月1日付で株式会社マックアースから株式会社MEリゾート播磨への会社新設分割による承継届出書を受理し、同日付で指定管理者に指定する専決処分をしたものにつき、地方自治法第179条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、株式会社マックアースとの指定期間の残りの期間の令和2年4月1日から令和9年3月31日までの7年間でございます。

また、株式会社MEリゾート播磨の神河町に対する一切の債務について、マックアースが基本協定書の効力がある限り、将来にわたり連帯保証することを合意したことについても併せて御報告させていただきます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。それでは、町長から提案説明のあった議案第36、37号の詳細説明をさせていただきます。

まず、1ページ目ですが、これについては株式会社マックアースから会社新設分割により株式会社MEリゾート播磨に峰山高原ホテルリラクシアと峰山高原スキー場の指定管理の地位を承継したい旨の届出書でございます。

被承継人の株式会社MEリゾート播磨についての会社概要については、5ページから20ページの履歴事項全部証明書及び定款の写しを添付しております。この会社の設立日は令和2年4月1日で、設立目的はスキー場、ホテル、旅館、飲食店、キャンプ場等の施設の運営及び運営に関する事業と、地方自治体の委託を受けて施設の管理及び運営に関する事業、索道事業及び製造販売、旅行業等でございます。

株式会社MEリゾート播磨の本店住所は、兵庫県神崎郡神河町上小田881番地の146で、峰山高原ホテルリラクシアの所在地でございます。

2ページに戻っていただき、これにつきましては神河町公の施設の指定管理者指定通知書で、4月1日付で承継届出書を受領し、同日付で指定管理者に指定した通知書でございます。

また、3ページの合意書につきましては、町長からも説明ありましたがMEリゾート播磨の神河町に対する債務を株式会社マックアースが連帯して保証する三者連名での合意書でありまして、MEリゾート播磨が町に対する債務をマックアースが保証するというものでございます。

次に、3月24日の全員協議会での課題をいただいた件でございますが、神河町の顧問弁護士である藤田弁護士さんに御教示をいただいた件で、一般的な話になるんですが、親会社が破綻した場合、子会社はどうなるのかということでありましたが、一般的には親会社と子会社は別会社であり債権や取引先との関係は別で、関係はない旨の回答をいただいております。また、3ページの合意書の件についても、藤田弁護士さんのアドバイスを受けております。

次に、MEリゾートの開始貸借対照表、事業収支計画書、キャッシュフロー表の提示についてはできるだけ早くということでありましたが、近々提出がある予定でございます。

第36号議案のホテルリラクシア、第37号議案のスキー場の基本協定書及び年度協定書の写しを添付しております。その中で、基本協定書第37条の権利譲渡の禁止については、ただし書の会社法に基づく合併、分割による場合についてはこの限りでないを追加しております。

そのほか、指定期間がマックアースの残期間になっている以外は変更はございません。

以上で詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点だけ確認をさせてください。

先ほど地域振興課長の説明の中では、我々が3月の全協のときに少し心配をした親会社に何かあったときに子会社への影響はというところで顧問弁護士さんに確認されたところ、親会社と子会社については別法人ということということで影響はないということだったんですけども、本日添付いただいております資料の5ページ、登記簿がっておりますが、その発行の株数200株の資本金の額が1,000万円なんですけども、この出どころ、これが従来からの説明ではマックアースからの出資というふうに聞いているんですけども、そうするとやはり親会社との関連が出てくるのではないかというふうに思うんですけども、その辺のところも含めて確認されておるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。この資本金の1,000万の部分につきましては、マックアースさんが所有されている、出資されているというものでございます。

今御指摘の親会社のほうが破綻もしした場合については、その株についても管財人の中で整理がされていくということございまして、その部分でその株の購入先を管財人が探すというか、いう形にはなってくるのかなと思います。そのときに初めて今の取締役さん等々が購入されるということが確約ということではないんですけど、もしなるとそういった形になるのかなというふうには思っております。

特に一般的なことで言いますと、親会社と子会社が例えば大きな商品の取引で親子関係があった場合については、もう非常にその親会社が倒れた場合は子会社にも影響があるということでありまして、このスキー場というか峰山高原に関しましては債権等全て移譲されているということございまして、その株のところについては少し懸念をしているところですが、それ以外については運営していけるのかなというふうには判断をしております。

特に今コロナの関係で、資金等々につきましてもいろんな国の施策の中でセーフティネットとか、いろんなところで資金繰りを今一生懸命されているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。ただいま澤田議員から言われたことが全部であろうと思われます。いわゆる我々が聞いたのは、いかなることで子会社へ被害が及ばないかと。それを確実に弁護士に聞いていただきたいということは、弁護士先生もこれについては致し方ない。要するに商法上は取られると。もともとマックアース自体が負債を出しておるから、子会社をつくって何とか神河町のスキー場、リラクシアを存続さ

せて神河町のためにやっていきたいということでもありますから、まだコロナウイルスも引き続きあると思いますけれども、いわゆる99.9%ではこの場合駄目なので、100%としていただきたい。そのマックアースに何かあると、この新しい会社の社長が1,000万を肩代わりしてその債権を買い取るという確約書とかそういうものも提示し、顧問弁護士の回答をいただいているかどうか、お願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。今の御質問の点につきましても、MEリゾートの代表のほうは株を全部買い取るということも視野に入れた場合ということで弁護士にも相談をいたしました。その際、親会社、マックアースさんのほうが経営不振の状態、その状況を知る者としてそれを買い取るということをした場合に、後々それを認められないというふうな判例が出る可能性があるということで、内部の人間がその状況を知って買うということは法律的に認められないことがあるということを聞きました。ですので、今やるということがあまり適切ではないであろうということと、それから先ほど多田課長のほうから説明をさせていただいたとおり、親会社に何かがあった場合に管財人が入る。この管財人がその売れるものを売るという作業に入るわけですが、その株券をどこに売るかということになるんですが、一番株券の売りやすい売り先としてはMEリゾートになるであろうということで、恐らくそこに買ってこれというふうな管財人が動くというふうには思われるというふうには弁護士からは聞いています。

今、廣納議員さんからおっしゃっていただいた100%という言葉にはちょっとならないんですけども、法的な流れから言うとおおむね大丈夫だろうというふうには聞いております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。もう1点、これにつきましては日程第8の40号議案で聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、このたびMEリゾートになるということで、その中で今コロナ感染症対策で休業要請事業者の経営継続支援事業というのがあると思うんですね。今回補正予算でも提案が来ると思うんですが、このときに対前年の4月、5月の50%以上の収入の減という大きな要件があると思うんです。このときに分社化してこの会社が今新たに運営を始めてるんですけども、この会社が対前年50%という部分に該当してくるのかこないのか。親会社との関連で継続ということで、親会社からの50%軽減というような扱いはできるのかどうか。その辺のところについて、御存じであれば教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。その国の政策である50%減というところにつきましては、今のところ持続化給付金のことですかね。国の関係の分につきましては前期の決算書が提出できないという形になっておりますので、

今のところ申請はできないということでございます。現在、そのほかの雇用調整助成金につきましては5月から申請ということで、7月支給にはなる見込みということはお聞きをしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第36号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第36号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第36号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、第37号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第37号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第37号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 第38号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第38号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和元年度神河町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第38号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第4号）以降補正要因の生じたものについて専決いたしました。補正の内容は、歳入では地方譲与税をはじめとして額の確定によりそれぞれ増減しております。

歳出では、GIGAスクール構想の実現に向けた小・中学校における校内通信ネットワーク整備事業費を精査により減額し、あわせて繰越明許費補正において翌年度への繰越事業費を減額し、地方債補正において限度額を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,608万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,952万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課の黒田でございます。それでは、第38号議案の詳細につきましては御説明をいたします。

5ページ、第2表、繰越明許費補正をお願いいたします。1、繰越明許費の変更でございます。

9款教育費、2項小学校費、校内通信ネットワーク整備事業につきまして、3月定例会で議決していただいて以降、国の補助金申請に伴い事業費を精査したことにより事業費が3,241万1,000円の減額で、繰越額を4,839万3,000円とするものでございます。

同じく3項中学校費、校内通信ネットワーク整備事業につきまして、小学校と同様、国の補助金申請に伴い事業費を精査したことにより事業費が1,366万9,000円の減額で、繰越額を1,997万9,000円とするものでございます。

続いて、6ページをお願いします。第3表、地方債補正をお願いします。

第1、地方債の変更でございます。22、校内通信ネットワーク整備事業は第2表、繰越明許費の変更で御説明しました事業費の減額に伴い940万円減額し、限度額を4,950万円にするものでございます。これによりまして、限度額の総額は14億1,254万3,000円でございます。

続いて、事項別明細書で御説明をさせていただきます。9ページをお願いします。

2、歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は135万3,000円減額で、揮

発油税と地方道路税の国税 2 税のうち 4 2 %が市町村道の延長面積で交付されるもので、額の確定により減額するものでございます。

2 項自動車重量譲与税は 1 5 7 万円増額で自動車検査証の交付時に自動車の重量により課税され市町村に交付されるもので、額の確定により増額するものでございます。

3 項森林環境譲与税は 1, 0 0 0 円の増額で、森林環境税が創設されるまでの間、その収入に相当する金額が交付されるもので、額の確定により増額するものでございます。

3 款利子割交付金は 5 9 万 8, 0 0 0 円減額で、預貯金の利子 5 %分が県民税利子割として課税されております。その税額から事務費相当分を控除した残りの 5 分の 3 が市町村の県民税の割合に応じて交付されるもので、これも額の確定により減額するものでございます。

4 款配当割交付金は 1 3 万 6, 0 0 0 円増額で、5 款株式等譲渡所得割交付金は 2 4 9 万減額で、共に上場株式の配当及び譲渡益に対してそれぞれ 5 %分が県民税配当割、県民税株式譲渡所得割として課税されております。市町の交付割合は利子割交付金と同様で交付がされており、額の確定により配当割交付金については増額、株式等譲渡所得割交付金については減額するものでございます。

6 款ゴルフ場利用税交付金は 4 1 万 8, 0 0 0 円増額で、ゴルフ場の利用税として県民税が課税されており、その 1 0 分の 7 に相当する額が市町に交付されるもので、これも額の確定により増額するものでございます。

続きまして、1 0 ページをお願いします。7 款地方消費税交付金は 1, 1 9 2 万 3, 0 0 0 円減額で、9 月までは 1. 7 %、1 0 月以降は標準税率 2. 2 %、軽減税率 1. 7 6 %であり、その 2 分の 1 が人口等により市町村に交付されるもので、額の確定により減額するものでございます。これによりまして、交付総額は地方消費税交付金が 1 億 1 3 0 万 3, 0 0 0 円、地方消費税の引上げによる増収分である社会保障財源交付金は 7, 9 7 7 万 4, 0 0 0 円でございます。

続いて、8 款自動車取得税交付金は 4 2 万 5, 0 0 0 円増額で、自動車の取得に対して県税として自動車取得税が令和元年 9 月 3 0 日まで課税され、その 9 5 %の 7 割相当が市町の道路の延長面積で交付されるもので、額の確定により増額するものでございます。

9 款環境性能割交付金は 3 4 5 万 1, 0 0 0 円減額で、消費税 1 0 %引上げに併せ令和元年 1 0 月から自動車の取得税に県税として課税され、令和 3 年までは収入の 9 5 %の 4 7 %相当が市町の道路の延長面積で交付されるもので、これも額の確定により減額するものでございます。

1 0 款地方特例交付金、2 項子ども・子育て支援臨時交付金は 1 万 3, 0 0 0 円の増額で、幼児教育・保育の無償化に係る経費について、令和元年度は消費税率に伴う地方税収が僅かであることから地方負担分を財源措置されるもので、額の確定により増額するものでございます。これによりまして、交付金総額は 1, 0 5 1 万 3, 0 0 0 円でございます。

11 款地方交付税の 1 億 3,350 万円の増額は特別交付税で、普通交付税では捕捉されない特別の財政事情に対して交付されるもので、交付額は 5 億 8,350 万円でございます。普通交付税 2 億 5,694 万 5,000 円と合わせまして、地方交付税総額は 3 億 4,044 万 5,000 円でございます。

12 款交通安全対策特別交付金は 1 万 8,000 円の減額で、道路交通法に定める交通違反の反則金を原資に市町村の交通事故件数により交付されるもので、これも額の確定により減額するものでございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目教育費国庫補助金は 3,685 万 1,000 円の減額で、小・中学校における公立学校情報通信ネットワーク環境整備補助金で、額の内定通知に基づき補助金を減額するものでございます。これによりまして、小学校の補助金は 1,364 万 7,000 円、中学校の補助金は 487 万 6,000 円でございます。なお、補助率は対象事業費の 2 分の 1 でございます。

11 ページをお願いします。19 款繰入金、2 項基金繰入金、6 目財政調整基金繰入金は 1 億 1,481 万 6,000 円の減額で、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。これによりまして、年度末残高は 1 億 3,160 万 2,000 円の見込みでございます。

21 款諸収入、5 項雑入、市町村振興交付金は 1 億 24 万 3,000 円の減額で、市町村の振興のため市町村振興宝くじの収益金が交付されるもので、額の確定により減額するものでございます。これによりまして、交付金総額は市町村振興宝くじハロウィンジャンボ交付金は 384 万 5,000 円、市町村振興宝くじサマージャンボ交付金は 494 万 2,000 円でございます。

22 款町債につきましては、第 3 表、地方債補正で御説明させていただいたとおりでございます。小学校の校内通信ネットワーク整備事業の地方債は 3,450 万円、中学校は 1,500 万円でございます。

続きまして、12 ページ、歳出をお願いします。

3、歳出。9 款教育費、2 項小学校費は 3,241 万 1,000 円の減額、3 項中学校費は 1,366 万 9,000 円の減額で、共に校内通信ネットワーク整備によるもので、国への補助金申請に伴い事業費を精査したことにより減額するものでございます。共に繰越明許による事業でございまして、減額後の工事費は小学校が 4,839 万 3,000 円、中学校が 1,997 万 9,000 円でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小島議員。

○議員（6 番 小島 義次君） 6 番、小島です。12 ページの歳出のところでちょっとお尋ねします。校内通信ネットワーク工事が減額されたということですが、減額の

主な内容、それが1点。それから、もう一つは減額によりまして初期の設計より能力が落ちるものではないのか。その2点をお願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

このG I G Aスクールの工事費につきましては、国が元年度の補正というところでもございましたので少し時間的な制約がなかったということもございまして、図面上で概算設計をさせていただいたということで、今回精査をさせていただいて設計を見直したということと、もう一つは国が各自治体から全国的に要望額が上がってきましてその確認をされたところ、大体約6割、一つの学校当たり1,600万円以下の計画をされている一方で上限額の3,000万円を計画している学校もあるなどかなりの格差があったということで、その不公平感をなくすということで、国が今回1学級当たりの補助単価を定めまして一つの学校当たりの工事費を積算して、各市町それぞれに交付額の内示がされたというところでもございまして、一つはその工事費の精査をしたということと、一つは国が補助単価を確定させたというところの減額の理由でございます。

2つ目の御質問で、そのネットワークに支障は生じないかというところでもございます。主な減額の内容につきましては、アクセスポイントと校内LANというところでもございますが、アクセスポイントでは当初は2教室に3台と計画していたんですけれども、逆に密に設置することで電波干渉を起こして弊害を起こすというようなところも国が指摘をしております。授業で活用する計画のある場所への必要最低限の整備をすることが望ましいというところの指導もありましたので、2教室に1台というところに変更しております。

また、校内LAN整備配線工事につきましては、カテゴリ6A、10ギガの分ですけれども、それでなくても受け口が10ギガになっていけばいいという見解が出されておまして、既設の配線を使えるものは使っていくということで変更をさせていただきました。また、その他LAN工事工具材等のボックス等の単価を見直したということと、もう一つはライセンス料を工事費に含めていたんですけれども、それが補助対象外であったということが分かりましたので今回落としていただいて、改めてライセンス料につきましては5年間というところがございまして、1年間分は6月の補正で計上させていただきますと考えております。

先ほどの配線の部分ですけれども、カテゴリ6Aとしていたものを現在のカテゴリ6の配線でいくということでもございます。カテゴリ6でいけば1ギガという対応になるわけですけれども、受け口が10ギガというところになっておりますので、1ギガでそれぞれのパソコンのところに行くというところで、現在の通信のところでは動画でも問題がないというところでもございます。逆に、それぞれの最終端末まで10ギガ行ってしまうたら、逆に受け口が10ギガでは足らなくなってしまうというところでもございま

すので、現時点ではそれでも十分いけるという判断をさせていただきまして、ただ10年先とかそういったところはまた見直しが必要になってくるかも分かりませんが、現段階では国の指導もございまして、既存の使えるものは使っていくということにさせていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 分かりました。ありがとうございます。

一応そのレベルでの実用上の差し支えはないということだそうですが、これ何年間ぐらい使用される予定でしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。その何年間というところはまだ分からないんですけども、現時点では動画というんですが、それに十分耐えるというところがございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほどのGIGAスクールの分ですが、校内通信ネットワーク事業についての関連でお尋ねをしたいんですが、たしか3月の説明のときこういう補助率が2分の1で、若干町単分がありますんで補助率としては50%弱ですよというような説明があったと思うんです。今回の分でこの補正の数字を見ますと、その補助率いうんですか補助金とそれから事業費の率をしますと24%から28%、非常に減るとるわけなんですね。ですので当然今町単分がかなり増えたんじゃないかなとは思いますが、その要因についてどのようなもんが増えたのかということをお教えしてほしいんです。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。どの分が町単が増えたというよりも、当初補助対象の事業費を上げてたんですけども、先ほどもちょっと御説明させていただいたんですけども、国が全国的なその工事費の格差があるというところで国がもう補助単価を決めて、それに単純に工事費を積算したというところがございますので、内容は補助対象の分であってももう国が補助対象の工事費をもうこの学校はこれだけ決めてしまっておりますので、内容というよりももう決められた補助額、補助対象工事で、それ以外の分については補助の対象としないというところがございますので、ここにありますように例えば小学校補助金が1,360万7,000円でございますので、その倍の2,729万4,000円についてのみ補助対象とするというところになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。ということは、補助率が2分の1というよりも補助単価が定められたというんですか、補助対象の限度額が定められた。その

定めた限度額の2分の1を補助するという、そのように理解しとったらいいわけですか。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。おっしゃるとおりでございます。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。僕は10ページの地方交付税の中の特別交付税が、これはありがたいことなんですけど1億3,350万円の増額ということで大きく県のほうから増やしていただいた。内訳については、これは県は言わへんというのは知っておるんですけども、何かこの増えた要因、分かれば分かる範囲で、こういう事業が評価されたとかありましたらお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課、黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。吉岡議員の御質問の特別交付税の内容なんですけど、前年度比でルール分につきましては若干4.8%ほどのマイナスになったわけなんですけども、全体的に見ましたら比較すると1.5%ほど増えたということで、大変ありがたいなというふうに思っております。

その詳細の事業なんですけども、特に情報通信関係、ケーブルテレビの指定管理等の効率的なところをやったというようなところと、連携中枢都市への取組、そういったところが主な増えたようなところでございます。

全体的には、要望させていただいているところが5億ぐらいで要望しているというふうに聞いておるんですけども、特に小さな自治体の中で病院を抱えてやっているというようなところも十分考慮していただいているのかなというふうに思っております。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第38号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第38号議案は、原案のとおり

承認することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時40分といたします。

午前10時20分休憩

午前10時40分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第7 第39号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第39号議案、神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第39号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症防止のため、国から全国一斉に3月2日から学校を臨時休校するよう要請がございました。これを受け、兵庫県並びに当町において3月3日から春休みまでの間、町内の小・中学校を臨時休校とし、それに伴う学童保育クラブについては3月3日からは朝からの一日開設といたしました。国からは、学童保育クラブを一日開設としたことにより追加で発生した費用については国庫補助の対象とし、保護者負担は求めないようとの通知がございました。ついては、追加で開設した時間帯の使用料について利用者へ還付する必要性が生じたので、減免措置の項目を新たに設けるため条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点確認と教えてもらいたいんですが、新型コロナウイルス感染防止の分で学童保育を開いた場合、国の財政支援があるというような説明をしてたんですが、今後この支援に対しての補正が上がってくるのかというのが1点と、それからもう一つ、次の2年度の補正予算の中でたしか還付金として過年度の精算として使用料の返還という科目が上がってきたんですが、その分が今回の減免の額というふうに理解しとってよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 高橋社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。先ほど

の質問に対してですけれども、コロナの財政支援に係る補正についてですけれども、令和2年度につきまして引き続き対策を講じておりますので、国からの通知があり次第補正のほうを対応していきたいと思っております。

それと、2年度にあります還付金に上がっていることにつきましては、今回の条例改正に伴いまして令和元年度に発生した還付金を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。今の条項が追加されたということで、災害その他特別な事情がある。今回はこのコロナに関する形やと思うんですけれども、こういう状態が続くのもまた将来的にはあるかもしれませんけれども、もう災害その他特別の事情ということ、そのコロナ以外にもどんな場合を想定されているのか。

それから、使用料を免除するということですが、全額または一部とありますが、これは所得制限などそういうものも制限として含まれるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 高橋社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。先ほどの質問に対してですけれども、災害その他特別の事情があるというところで今回のコロナ対策の関係と、もし学童利用者の家屋が火災とかそういった場合に生活に支障を来したときのケースも想定いたしまして、こういった文言にさせていただいております。また、国の大きな大災害とかそういったケースも想定されますので、こういった文言とさせていただいております。

全額または一部を免除するというところでございますけれども、これにつきましてはその状況によりまして所得も関係してきますけれども、そういったところを話させていただいて減額、免除というところで進めていきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第39号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第39号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 第40号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第40号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第40号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町一般会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、特別定額給付金給付事業費補助金、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金を増額するもの、峰山高原スキー場ゲレンデ緑化工事においてスポーツ振興くじ助成金から過疎債への財源振替により増減するもの、次に林産物生産に係る貸し工場施設整備工事では詳細設計に基づき過疎債を充当することによる増額、これらにより地方債補正において限度額を増額しております。

歳出では、まず林産物生産に係る貸し工場施設整備工事で詳細設計に基づき工事請負費を増額しております。

次に、学童保育クラブ施設使用料については、新型コロナウイルス感染症対策に係る保護者の負担軽減として過年度使用料を還付することによる増額でございます。

次に、国民一人一律10万円を給付する特別定額給付金の給付、子育て世帯に児童手当を上乗せする子育て世帯臨時特別給付金の給付による増額でございます。

大河内健康福祉センターの空調設備については、故障による改修工事費及び老朽化による更新工事の設計委託費を増額しております。

休業要請事業者について、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の持続化給付金に加え、県・市町協調事業として実施する休業要請事業者経営継続支援事業による増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億7,870万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億9,370万4,000円とするものでございます。

特別定額給付金等の給付により、一時借入金の補正において一時借入金の借入れの最高額に15億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を30億円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課、黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第40号議案の詳細説明をさせていただきます。

4ページ、第2表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更でございます。8、観光施設整備事業は峰山高原スキー場ゲレンデ緑化工事で、スポーツ振興くじ助成金を財源として予算計上しておりましたが、残念ながら不採択になったことから過疎債充当へ変更するため2,640万円を増額し、限度額を8,310万円にするものでございます。

17、貸工場整備事業は林産物生産に係る貸し工場施設整備工事で、詳細設計に基づき追加するもので、2,080万円増額で限度額を2,080万円にするもので、過疎債でございます。

これによりまして、限度額の総額は9億6,520万円でございます。

13ページに地方債の内訳として別添資料を添付させていただいておりますので、また御確認をいただきたいと思っております。

続いて、事項別明細書で御説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。

2、歳入。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は844万3,000円の増額で、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴います新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金による増額でございます。交付金の概要は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するために感染拡大の影響を受けている地域や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて細やかに必要な事業を実施できるように交付されるもので、交付限度額は人口、財政力、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定されるものでございます。補助率は10分の10でございます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉補助金は11億2,427万1,000円の増額で、同じく国の緊急経済対策に伴います特別定額給付金給付事業補助金、給付事務費補助金による増額でございます。補助金の概要は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との戦いという国難を克服することを目的として、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速に的確に家計への支援を行うため、1人当たり一律10万円の定額給付金を給付する事業に交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

2節児童福祉費補助金は1,523万1,000円の増額で、前節同様、国の緊急経済対策に伴います子育て世帯臨時特別給付金事業補助金、給付金事務費補助金による増額で

ございます。補助金の概要は、子育て世帯に関して児童手当を受給する世帯に対しその対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を給付する事業に交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は467万9,000円の増額で、今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして、補正後の残高は10億3,891万円の見込みでございます。

21款諸収入、5項雑入は2,112万円の減額で、峰山高原スキー場ゲレンデ緑化工事でスポーツ振興くじ助成金を財源として予算計上しておりましたが、不採択になったことから減額するものでございます。

22款町債につきましては、第2表、地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続いて7ページ、歳出をお願いします。

3、歳出。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費は2,082万円の増額で、貸し工場施設整備工事費で詳細設計に基づき増額をするものでございます。

8目諸費は2万円の増額で、学童保育クラブ施設使用料について、新型コロナウイルス感染症対策として、保護者の負担軽減として昨年度3月の小学校の休校による学童保育クラブの一日開設によるクラブ施設使用料の半額分を過年度使用料として還付することにより増額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は11億2,427万1,000円の増額で、歳入でも御説明しました国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金の給付に係るもので、対象者1万1,191人に1人当たり一律10万円の給付で11億1,910万円の給付見込みと、これに伴います事務費等による増額でございます。

特別定額給付金事業の概要につきまして、御説明をさせていただきます。事業主体は市区町村であり、実施に要する経費、給付事業費及び事務費を国が全額補助するものでございます。給付の対象者は、基準日令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方でございます。給付額は給付対象者一人につき10万円でございます。受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主の方でございます。申請等の方法は、国の作成する統一様式により郵送申請方式、及び国において整備する受付システムを通じてマイナンバーカードを活用したオンライン申請方式でございます。給付は原則申請者名義の銀行口座への振込でございます。緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速的確に住民の皆様へ給付金をお届けできるように取り組んでまいりたいと思っております。以上、特別定額給付金事業の概要でございます。

なお、補正額の財源内訳につきましては、歳入で御説明しました特別定額給付金事業費補助金、給付金事務費補助金でございます。

続いて、7ページ下段から8ページをお願いします。2項児童福祉費、1目児童福祉

総務費は1,523万1,000円の増額で、前項同様、国の緊急経済対策による子育て世帯臨時特別給付金の給付に係るもので、児童手当対象児童1,300人、児童1人当たり1万円の給付で1,300万円の給付見込みと、これに伴います事業費等による増額でございます。子育て世帯臨時特別給付金事業の概要につきましては、歳入で御説明させていただきますとおりでございます。

補正額の財源内訳につきましては、歳入で御説明しました子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金、給付金事務費補助金でございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健衛生施設管理費は862万4,000円の増額ですが、昨年度3月下旬に保健福祉センター1階ロビーを含む地籍課の使用する事務室等の空調が不調になりました。空調機は施設建設後20年を経過しておりまして、室外機基盤の制動化されていないこと、2系統の緊急更新が必要となったことによる工事費の増額、及び残り4系統の更新施工を行うための実施設計業務委託費の増額でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費は844万3,000円の増額で、休業要請事業者経営継続支援金給付事業への委託料の増額で、全額歳入で御説明しました新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源充当するものでございます。

要請事業者経営継続支援金給付事業の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

当該事業は、兵庫県が休業要請を行った事業者について休業による影響を受けるため、国の緊急経済対策の持続化給付金に加え県、市町が協調して一定の経営継続支援金を支給するものでございます。対象者は、一定の要件を満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主でございます。給付額は中小法人が100万円、個人事業主が50万円で、飲食店及び旅館、ホテル等については中小法人30万円、個人事業主15万円でございます。実施の方法は県・市町協調事業として実施するもので、市町の事業規模は全体事業費の3分の1相当、経済センサスの中小事業者数により算出され、神河町の事業者数は408事業所、市町事業の割合は0.28%でございます。所要額見込みは844万3,000円でございます。交付事務については、兵庫県が市町から受託して一括して実施するものでございます。以上、要請事業者経営継続支援金給付事業の概要でございます。

6款商工費、1項商工費、3目大河内高原整備費は峰山高原スキー場ゲレンデ緑化工事の財源振替で、歳入で御説明をさせていただきますとおりでございます。

10款公債費、1項公債費、2目利子は129万5,000円の増額で、特別定額給付金給付等による一時借入金の最高額の補正に伴う支払い利息の増額でございます。

9ページから11ページは給与費明細書で、特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付金事業に伴います会計年度任用職員の報酬及び職員の時間外手当等、人件費の増額により補正するものでございます。

12ページにつきましては今回の新規事業の説明一覧で、新型コロナウイルス感染症に伴う国の事業等を掲載させていただいております。

13ページは補正に伴います地方債の内訳を添付させていただいております。御確認をよろしく申し上げます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。今回の補正の中で、国のいわゆる一律10万円の定額給付金のあれが上がってきてるんですけども、残念なのはいわゆる町独自のコロナ対策の部分が間に合わなかったというのが非常に残念な部分だと思います。その件については昨日の全協でも説明していただいたんですけども、今回またこの本会議場の中で改めて私は町長の口から、今、神河町としては独自でこういったものを考えていると。当然まだ検討段階ですので確定情報ではないんですけども、こういったことを考えていますというのをぜひ今この場で言っていただきたいと思うんです。といいますのも、今回のこの新型感染症が入り出してから町民の方からよく聞くのが今回は町長の顔が全く見えてこないというのをよく聞きます。そういった中で、やっぱり町民の方も期待していらっしゃるんで、今現在こういうことを検討しています、今度の5月14日の臨時会にはもうこれを練り上げたものを出していきますということをぜひこの場でまず言っていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 小寺議員の質問にお答えしたいと思います。

町長の顔が全く見えないというのは、もういろんな事業が中止、延期になっておりますから、当然露出度という点においては全くそういったところに出ていないということも大きくあるのではないかなというふうに思っておりますし、神河町といたしましては告知放送、ケーブルテレビを利用させていただいてお知らせすることについてはさせていただいているというふうに思っているところでございます。

そのような中で、この93回臨時会において独自政策について御提示できなかったということは私どもも残念といいますか、できればしたかったのですが、来週の94回で御提示させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

そのような中で、今どのように考えているのかというところでございます。もう簡単に申し上げますけども、大きくは一つは休業要請事業者経営継続支援事業ということで今回の臨時会において提案させていただいております支援事業、これが兵庫県の提示している事業には採択されない事業者がいらっしゃいます。そういった事業所を救済するための措置ということで、神河町として予算化していこうというものであります。補正額につきましては、約200万円余りを予定しております。

次に、新型コロナウイルス対応の商工会の補助事業というものであります。国の政策等について、商工会においてもかなりの事務量、作業が発生をしてくております。そういった作業に要する費用を町としても助成していこうじゃないかというものであります。あわせて、事業者いろいろな問題、課題、悩みもあろうかと思えます。そういった事業者が相談ができるような社会労務士、また中小企業診断士等への相談費用といいますかそういった方々、診断士等のその派遣相談を支援しようじゃないかというものでございます。約230万円を予定をしております。

次に、一番大きな部分でございます神河町事業所元気回復支援金給付事業というものでありまして、こちらはこのたびの新型コロナウイルス感染症の影響によって売上げが著しく減少している、おおむね50%以上というふうに言っておりますけれども、そういった事業の継続を支えていこうじゃないかというものであります。総額1億円余りを見込んでいます。

次に、子育て世帯地域商品券助成事業ということで予定をしております。内容につきましては、3月より小学校、中学校が臨時休校、休園、さらに4月に入りましてからは幼稚園も休園というふうなことで、子供もそして保護者、家族の方々も大変御苦労をいただいているというところで、かなり疲弊もしているように感じております。そういった気持ちを何とか元気になるための支援というふうなことで、18歳以下の子供さん一人について一律2万円を支給しようじゃないかというものでございます。予算的には3,180万円を今のところ見込んでいます。

その後は新型コロナウイルス感染対策ということで、保育所、幼稚園そして学習指導員、また小学校再開の支援、中学校再開の支援というふうなことで、子供用のマスクや消毒液等の対策を講じていこうというものでございます。こちら今言いました部分で言えば、約350万円余りを予定をしているところです。

総額1億4,000万円余りを今予定をしているところではございますが、この本日の臨時会が閉会の後に執行部、94回臨時会の議案審議も予定をしております、そこで最終決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。ありがとうございます。もう何せ町民の方も困っていらっしゃる方は非常に困っていらっしゃいますんで、一日も早い制度設計と執行をぜひお願いいたしたいと思えます。

質問なんですけれども、2款総務費のうち企画費、いわゆる貸し工場施設整備工事請負費の2,082万円の増額要因についてお尋ねします。詳細設計されたらお金が足りなかったから2,082万円の増額というふうな簡単な説明だったんですけれども、これお金自体はもう前年度からの繰越しですね。建屋部分で2億1,125万7,000円の繰越しがありまして、そのうち設計のほうで1,927万4,000円の繰越しのうちの契約額が858万円。いわゆる予算残が1,069万4,000円残っているんですね。今回その

いわゆる予算残の部分の減額のほうは出てきてないんですけども、じゃあ、いわゆるその増額要因部分というのはその2,082万円にさらにこの執行予算残の1,069万4,000円を足した3,150万程度ですか、がいわゆる増額要因になるんですかね。もう少しその何がどうなってこんなにも、2,000万なのか3,000万なのかは分からないですけれども、何がどうなったらこんなにも金額が跳ね上がるのかという説明をもう少し詳細にさせていただかないとちょっと困るので、ぜひお願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。まず、今回の部分の金額のところで申し上げますと、建築の工事以外の部分で設計あるいは監理の部分がございます。その部分を除いた部分で、建築工事としては1億9,100万円程度の予算という形になってございます。この金額とは別に、今回2,082万円の増額をお願いをしたいということでございます。本当にこの部分につきましては年度始まってすぐの今回の臨時議会の中での補正ということで、大変申し訳なく思っているところでございます。申し訳ございません。

先ほども小寺議員の御質問の中にごさいましたように、この建築工事につきましては繰越予算ということになってございます。令和元年度の当初予算の計上に当たりまして、業者から見積りを徴収した部分で予算計上をさせていただいておりました。このたび詳細設計ということで進めていく中で判明してきたわけでございますけれども、建築工事に係ります直接工事費については工種によって多少の増減はありましたけれども、大差はございませんでした。しかしながら、現場事務所などの共通架設費でありますとか安全管理、あるいは労務対策経費などのいわゆる諸経費の部分が非常に安かったということがございます。結果としまして、公共工事として設計の取りまとめあるいは発注をしていくに当たりまして不適當な部分がございますことから、このたび現年度分という形で補正をお願いをして、発注ができるようにさせていただきたいというのが今回の補正の要因でございます。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（安部 重助君） 小寺君、立って、許可します。

○議員（4番 小寺 俊輔君） すみません、4番、小寺です。もう一つ先ほどお聞きしてたのが、いわゆる工場建築設計監理委託業務料、これも繰越経費で1,927万4,000円繰越しされてるんですけども、そのうちの契約額が858万円で契約されたと思うんです。いわゆる予算残が1,069万4,000円残っているんですけども、これは今回その減額されてないんですけど、この予算残の1,000万の使い道も併せて。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。この1,900万でございますけれども、この部分については設計の部分について契約済みの中で一部繰越しということになってございます。残りの1,000万程度につきましては、これから契約をする監理の部分ということになってございますので、この部分に

についてはこれからの執行予定があるということで、今回の補正の部分からは計算上は外しておるといところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。そしたらもう委託料、設計監理部分についてはよく分かりました。

今回その増額分の2,082万について、もう少し詳しくお尋ねします。このいわゆる建屋部分の建築費自体は1億9,200万程度で、ほぼ変わっていない。そのうちのいわゆる諸経費が安かったんで2,000万からの増額ということなんですけども、大体諸経費というのは私も正確なパーセンテージまでは分からないんですけども、ネット等々で調べてみると公共工事は大体5%から10%、上限が10%みたいな感じでネット上では書かれておりました。そしたら1億9,200万の10%で考えると、諸経費のマックスも1,920万になるのかなと思うんです。その中で2,082万上がってきてますんで、そしたら諸経費以外に百五、六十万何かまだ増額要因が上がってきてるんじゃないかなとこれは私が勝手に思ってるわけなんですけれども、その辺のところはいかがですかね。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

今、小寺議員のほうからは諸経費が5%から10%ということで御説明がありましたけれども、これは金額によって当然変わってくるわけでございます。今回の工事の中ではもう少し率が高い部分が一般的な数値ということになってきますので、今申されましたような1,560万の部分につきましても、結果的には諸経費の部分での差額の中に含まれているという形で我々は今のところ詳細設計をしておるといところでございまして、先ほど申し上げたように工種によって若干変動が生じておりますので、そこでは若干の工事費の増減はありますけれども、今回の部分についてはもう大部分が諸経費の部分ということでございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。関連で、この貸し工場について詳細設計で二千何百万要るといことなんですけど、どういうふうに具体的に変わりました、詳細設計は。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） 中身的に申し上げますと、建築の主体に係ります部分、それから電気あるいは機械の工事という部分がございますけれども、これらを合わせてほとんど増減がないという形になってございまして、それ以外の共通架設でありますとか諸経費の部分で現在上げておりますような2,000万のところの増減という形になってございます。よりまして、結果的に見積りの時点の諸経費が差額分ということになるんですけれども、非常に安価な格好で上がっておったというのが現実でございます。見積りが上がってきた時点で、我々のほうがもう少し精査をしておけば分か

っておった部分ということになってまいりますので、この部分につきましては大変申し訳ない部分だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 2月4日の産業建設のときにも、参考に資料を頂きました。今回また頂いた資料で建屋の大きさ調べてみましたら、72坪ぐらい大きくなってるんですね。これは何か関係ありますか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

2月4日の産建で提出をさせていただいた時点というのが、まだ設計の途中というところと、あわせて中身について貸し工場に入居されるすずき食品研究所様とレイアウト等も含めて調整をしておったときの一番直近のものを御提示をさせていただいたということでございまして、これは設計の中でも少し変わってくる可能性がございますということも申し添えたと思います。最終的にはその後の2月19日だったと思いますけれども、すずき食品さんも含めて全体の工事費がかなりその時点ではオーバーをしていたというところもございましたので調整をさせていただく中で、それぞれの負担の部分についても調整をさせていただく等々の総合的な調整会議を持たせていただいた中で、当初からこの貸し工場の部分については今申されましたような大きさの予定をいたしておりました。ところが先ほど申し上げたような金額的な部分がございますので、その時点で少し培養室の部分の1列を外したような形の中で事業費を抑えることができないかという提案をすずきさんのほうにさせていただいた時点のものであったということでございます。そしてその後の調整の中で、やはり事業者の継続的な事業をしていただくということを考えますと、当初の予定どおりの額の中でやっていこうということでないとならば事業継続、あるいは借入金の返済も難しいといったようなところもございましたので、また当初の大きさに戻す中で全体的な工事費の見直しも含めて実施をいたしましたというのが産建からの変更の中身ということになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。もう一つ、ひと・まち・みらい課長がおっしゃっている部分は口頭ですのでよく分からないんですけども、補足資料ということで頂いている図面、直接工事費については大差がなかったということで、栗原議員からも幾らかの面積の増があるけどもということがあったんですが、直接工事費は大差なかったということで、実際繰越し分であります1億9,198万3,000円のうちに、この段階で直接工事費と諸経費の内訳、要は諸経費の見積りが大変甘かったんやという反省の弁があったんですが、実際この1億9,198万3,000円のところで諸経費が何割、どれだけ見てあったのか。ちょっと数値的な資料が何もないので、おっしゃっていることが我々まだちょっと理解できない状況なんですけども、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

この見積り段階から消費税を10%を除きました工事価格が1億七千四百万何がしになります。そこから諸経費として見てございましたのが180万円という形になってございます。非常にこの金額が安かったというところがございますので、この部分から増額をさせていただかないと発注ができない、設計がまとめられないというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。また貸し工場の話とは別に、この特別定額給付金なりそれから子育て世帯の臨時給付金、非常に住民の皆さんが関心がありますし、また期待されておりますので、非常に細かいことで聞いて申し訳ないんですがその内容を教えていただきたいと思えます。

まず、特別定額給付金のほうですが、先ほどの説明ですと4月27日が基準日となって、住民票に登載されてるかどうかが一つの基準になりますという説明でございました。その中で、ならば4月28日以降に生まれた方、また4月28日以降に申請時までにならなくなった方、この人に関しては対象にならないというように理解していただければいいのかということです。

それから、もう1点、Q&Aという部分をもっております。その中でQの1番の中で外国人の関係が出ております。この中で、外国人については残留期間が3か月を超え、住民基本台帳に登載されているということなんですが、この残留期間が3か月を超えというこの意味を1点教えていただきたいと思えます。

それから、次に申請のほうに移るわけですが、この5月18日から申請書が各世帯主に送られて、それぞれ19日から受付が始まるというスケジュールになっておりますが、その中でよくテレビなんかで見ますと、マイナンバーカードを持っている人についてはオンラインで申請ができてすぐに給付が受けられますよというような話があるんですが、世帯主がマイナンバーカードを持っているが、その同居している他の家族がカードを持っていない場合でもオンライン申請ができるのかどうかということです。

それから、もう一つは同じくQ&Aの6番の中で代理申請の話も出ております。この中で、高齢者とか障害者の施設の中でその住民票に記載されてる方については、それぞれ本来世話をしている人が代理申請をできますという話なんです。その中で、それぞれの施設の入所されてる方は、そういう施設には施設長という方もおられますので、その施設長を通じて代理申請を神河町は認めるかどうかという内容でございます。これについて教えてもらいたいと思えます。

3回しか質問できませんのでまとめて言いますが、次に子育て世帯向けの臨時特別給付金ですが、これについては児童手当に付随する中で2004年の4月2日から202

0年の3月31日生まれの方が対象ですというようなネット上なんかで見ますとこのように書いてあるわけなんです、その中でこの一つお尋ねしたいのが、今年の4月1日以降生まれた方についてはこの特別給付金の対象外になるのかということです。

それから、4月1日に神河町に転入されてきた場合は、この神河町でこの給付金が給付されるのかという点のお尋ねをしたいと思います。

以上、たくさん質問しましたが、お願いをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、三谷議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、4月27日現在で住民票に登録をされている方ということになりますので、4月28日以降に生まれた方については対象になりません。

それと、27日以降に亡くなられた方、これにつきましては4月27日時点では住民票に記載されておられますので対象になります。

2つ目、外国人の残留期間の3か月というところですが、入国管理局のほうで3か月以上の在留資格を取得されている方。ですから例えば4月26日に3か月以上の残留資格を取られて、4月27日に神河町に住民票を持ってこられた方、この方も対象になります。

3つ目、オンライン申請で世帯主だけしかマイナンバーカードを持っておられないという方につきましては、申請者は世帯主でございますので世帯主だけ持っておられればオンライン申請ができます。ただ、家族の世帯員だけ持っておられるという場合はオンライン申請ができないというところがございます。

最後に代理申請でございます。施設等に入所されていて自分では申請ができないという方ですが、親族の方が代理で申請していただければそれもオーケーですが、身近で世話をされている施設、当然ケアマネとか介護士もおられますけれども、施設の代表である施設長さんに代理申請をしていただいても神河町としては受付をさせていただきたいと思います。また、認知関係で身寄りのおられない方で民生委員さんが代わりにというところにつきましても、認めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。三谷議員の質問のお答えをさせていただきます。

まず、4月1日以降に生まれた方は対象になるかでございますけれども、令和2年3月31日までに生まれた児童が対象ですので、4月1日では対象外となります。

もう1点、4月1日以降に転入ですけれども、これも同様に3月31日に前の所在地での給付となります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは少し分かりにくかった部分の再度の確認ですが、外国人の場合、このQ&Aはこの残留期間というのがこの読み方しますと4月27日現在で何か三月以上住んでおかなければならないというような表現に私は受け取ったんですが、先ほど課長が説明されたように中期の残留資格を持ってあって4月27日、極端な話ですと先ほどの例のように4月の26日に登録すればオーケーですという、そのようなことで間違いはないかという部分です。

それから、もう一つ2点目の子育て世帯の分ですが、4月1日以降に転入されてきた方は旧の住所地での申請というか給付になりますので、これは何か申請等が要るのか、それとも自動的に振り込まれるのか。その点だけ再度お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。ネットのほうでも調べさせていただいたんですけども、私のほうが先ほど説明をさせていただいたとおり3か月以上の入国管理局のほうでの残留資格を受けておられる方。ですから短期でとか観光でという方については駄目やということで、私の説明したとおりまだ神河町に3か月をたっていないなくてもいけるというふうに判断をさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

.....

午前11時39分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。三谷議員の質問の答えをさせていただきます。

4月1日以降に転入をされてきた方につきましては、前住所地からこの子育て支援の給付金の案内が行きます。それにつきましては、転出届で転出先の住所を特定をして案内を発送することになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。先ほど三谷議員さんのほうから、このQ&Aの書き方で残留期間が3か月を超え、住民基本台帳に記載されている外国人の方というふうな書き方をしていると、やはりそういうふうに思われる方があるというふうに思われますので、このQ&Aの書きぶりにつきましても変更のほうをさせていただきたいと思います。

また、総務省のほうで申請方法に関するよくある質問という項目がありまして、それが毎日更新をされてますので、それに目を通しながら必要な部分につきましてはQ&Aに付け加えていきたいというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。このコロナウイルス感染症対策について、少しまとめてお伺いをしていきたいと思えます。

まず、申請の時期の問題であります。兵庫県下では、南あわじ市がいち早く4月の29日に発送が始まって、30日ですか、5月1日から順次受付を開始すると。先ほど三谷議員も言われたマイナポータルアプリで調べてみますと、電子申請では多可町は5月1日、市川町についても5月1日、福崎町は5月7日、姫路市は5月1日、私ども同じ日立システムズの住基システムを使ってる三木市についても5月1日からということが調べると分かってきました。こういう事業、国の事業が起きますと、当然そのシステム改修ということが起こってくるというのは理解できなくもないんですけども、本当に災害と同じ状態です。私自身は、総務省のホームページで国の方針が転換された時点で様式がもう既に出ているわけですから、例えば4,000世帯ですから、町職員100人がかかったら一人40世帯分を手書きで書いてでも私はシステム改良を待たずでも対応できると思うんです。そういう取組がなぜされなかったのかということをもっと1点お伺いしたいのと、その回答と同じになるかもしれませんが、近隣市町がいずれも5月1日からもう既にマイナポータルの受付をされている。確かに今日の補正が通らないとできない。それならば、最短5月8日からの受付が始まるんじゃないかと私は思うんですが、我が町にあっては5月の19日から受付、マイナポータルについても受付が始まる。20日間近い何でこの差が出るのかなということをもっと一つはお尋ねしたいと思えます。役場がどういう思いで取り組んでこられたのか、住民の方々の思いに答えるべくどういうふうに取り組んでこられたのかという。なぜ5月19日なのか。少なくとも今日の臨時会が終わって早々にはという取組がなぜできなかったのか。先ほどの私が考えた手書きでも、災害対応であればシステム改修なんか待っておられない。手書きで人海戦術でできるんじゃないかというのが1点であります。

それと、話題は全然変わるんですが、予算書の事項別明細書の6ページと8ページに関連してお伺いするんですが、まず6ページの国庫補助金、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、これは先ほど財政特命参事のほうから人口、財政力あと感染者数、もう1点ちょっと聞き逃したんですが、そういうことで神河町では844万3,000円。これがもう総額なのかという部分をお伺いしたいのと、できればそのどういう計算でこの額が出てくるのかというのをお尋ねしたいのと、歳出のほうで8ページの商工振興費のところ、この地方の裁量に任せて自由に使って独自策を出していきなさいという臨時交付金が商工振興費の中で844万3,000円、全ての額がここに充てられて、県、市町共同によります休業要請事業者経営継続支援事業に充てられている。これはこれで県と市町の取決めでやっておられるのは仕方ないかもしれませんが、私ここで少しお尋ねしたいのは、国からのこの交付金が全額充てられる。今

後恐らく県のほうで事業が進められていくと思うんですが、この額が町の負担額の最後なのか。例えば神河町からの実績に応じて、さらにその実績額に応じて県からさらなる負担を求められる可能性があるのかないのか。その辺のところもお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。澤田議員の質問について御説明をさせていただきます。

神河町のほうでは、4月の20日に日立システムズのほうにシステム構築の依頼をさせていただきました。しかしながら、議員さん言われるとお手書きというところも考えられるというのは事実かと思えます。ただ、健康福祉課の職員もしくは町全体でこれを取り組むというところになりますと、やはりほかの業務云々のこともありまして、なかなかそこまで発想ができなかったというのは事実でありますし、手書きで記入してしまうと万が一の間違いというのが起きてしまえば大変なことになるというところもございまして、これまでの臨時福祉給付金、そのような形と同じ対応をさせていただいたというところでございます。

また、オンラインの申請につきましては、早いところだと4月の終わり、5月というところがありますが、支給については多分5月の中旬もしくは下旬に支給を、申請は受け付けても支給はその時期になるのかなというふうに聞いております。というのが、やはりシステムのほうが構築をされなければ銀行のほうにフロッピーディスクによる支払いのほうができないというところがあります。一件一件振込用紙に手書きで書いていきますと対応はできるというのは事実であります、今現在取り組んでいるのは指定金融機関のほうにフロッピーディスクに全ての情報を入れて、銀行さんをお願いをするというようなシステムで行う予定をしておりますので、できなかったというのが現実であります。

困っておられる方につきましては、一刻でも早く支払いのほうをさせていかなければならないというところで、今の予定では5月の29日に1回目の支払いをする予定にしておりますが、5月19日から受付をさせていただいて、至急必要やというふうに言われた方につきましては何人おられるか分かりませんが、別途手書きの納付書を切って明くる日にでも口座のほうに振り込むような手続をしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務課、黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。議員の御質問の臨時交付金の関係でございますが、算定の方法ですけれども、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、それと国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定をされるということでございます。

詳細な算定の中身につきましては、ちょっとこの場で御説明できるような感じではあ

りませんで、かなりちょっと詳細な部分がありますのでいうところでございます。

額の交付なんですけども、地方単独分ということで今確定してきておりますのが、8,424万円ということで地方単独分でございます、その分については交付限度額ということで来ております。

この後、まだ正式に来てないんですけども、あとは第二弾分ということで先ほど言いました国庫補助事業の地方負担分ということで、これはコロナウイルス関係の国庫補助事業の負担分ということで算定されてまた来る予定でございます。詳細な額については、まだ来てないというところでございます。（発言する者あり）

それがすみません、臨時交付金の概要と算出等についての御質問に対する答弁でございます。

あともう一つ、休業要請の関係で今回県と協調事業ということで8,443,000円という形が出てるんですが、一旦この予算を編成する段階ではそういう形が出てまして、それ以降にゴールデンウィーク前ですか、さらに県の臨時議会が24日にあったわけなんですけども、それ以降にゴールデンウィーク前いよいよ正念場というところで、もう少し要請の範囲をしていきたいというようなところで追加の分が来ております。その部分につきましては金額的には2,127,000円ということで、合計で県と協調する分で臨時交付金を充てていくのが1,057万円ということになります。最終的には神河町の事業者さんで該当がなかったら最終は精算されるということで聞いております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員、ちょっと確認なんですけども、先ほどかなり計算が難しい、詳細な説明が要るということなんで、後ほどまた資料を作ってください、今日の採決には大変重要な案件なんですけども、御確認願いたいと思います。

どうぞ。

○議員（3番 澤田 俊一君） 最後なのかというのを確認したかったのと、いいですか、立って。

すみません、この臨時交付金がこれがもう最後なのか。今の国の1次の補正の枠の中での最後なのか。先ほど言われた分は、国の2次補正を待っての追加なのか。その辺のところもちょっとよく分からないんですわ。それを確認したかったんです。

○議長（安部 重助君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。すみません、ちょっと要領を得なかったかもしれませんが、御迷惑かけました。先ほど申し上げましたのは、国の1号補正の部分でございます。もし今後追加で国の補正があれば、またこういった形のものがあるかもしれません。今言いました金額部分につきまして、8,424万円については地方負担分ということで、国の1号補正分の地方単独分ということで交付をされます。その1号補正のあと残りの部分の国庫補助事業の地方負担分については、少し時期がずれて額の交付があるということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 最後の質問です。これまたコロナ関係の給付金の関係ですが、本日この議案が通りますと18日から申請書の発送というような流れであります。住民の方は確かにこれに関心があるしそれぞれ期待されてますので、当然この申請書が届くのを待っておられますし、届けばすぐ受付順だから返送しなければならないという部分があると思います。

ところが、先ほど言いましたように非常に細かい部分で条件等がありますので、そういう部分も含めて申請書が来るか来ないかという判断だけではなくして、こういう方は対象ですよとかというふうな分も含めてのPR、周知、それから子育て世帯のほうについてもそれぞれ3月31日現在の市町村から通知が来るということなんです、そういう分も含めて住民の皆さん方にこれからのスケジュール、またその申請の方法の手続についてのPRをされる計画があるかどうかということです。

それから、あとこのスケジュール案にも書いてますように高齢者世帯なり独り暮らしの分で申請書が分かりにくいとか、それからまた郵送で送るにもポストに遠いという方については健康福祉課のほうかな、それぞれ自宅訪問していただくというようなことも書いてありますので、そういう部分も含めての中で今後は周知方法を何か考えておられるかということです。

それから、これも一つこういうことをしますとどうしても出てきますのが例の詐欺というんですかね、そういう分もありますので、そういう分も含めた中での周知方法等を何か考えておられれば教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。周知方法につきましては、今日議会のほうで可決をいただければホームページのほうにまず載せます。それと、広報6月号にもこの給付金の申請の方法等についても載せて各戸に配布をさせていただく予定にしております。また、申請書を送付する際には、防災行政無線のほうでも告知放送をさせていただきたいというふうに思っています。

また、詐欺商法につきましても、今回福崎警察署のほうから申請書を送付するときには詐欺商法の注意という形のパンフレット、チラシを入れてくれということも聞いてますので、一緒に送らせていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 三谷議員の質問に関連して、もう3回目なんで最後なんですけども、やっぱり住民の方々は大変不安に思っておられるし期待もされています。今回のこのコロナ対策については、本当に住民の方々からは役場がどう動いとんかというのがもう一つよう分からんと。先ほど町長のほうからは適宜放送してとおっしゃっていましたが、本当に住民になかなか情報が届いてないという声を多くお聞きしてい

ます。

お隣の多可町の情報を提供します。多可町では、5月1日の臨時会が終わった早々に多可町の広報紙の「だいすき！t a k a」臨時号を発行されて10万円、この特別定額給付金、そして裏面には事業者の皆さんへということで持続化給付金等々、そして子育て世帯への臨時特別給付金、またコロナに対しての三密を避けましょうというようなメッセージも込めて臨時号をすぐに作られて、新聞折り込みで全戸にすぐに届けておられます。先ほどホームページとか告知というのがありましたけども、やはり目に見えるということが大事だと思います。今回のはいつから始まるんだ、そういうことをやっぱりもう少し住民の方に丁寧に伝えていただきたいと思いますが、町長いかがですか。最後に質問です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 御意見ありがとうございます。私どもも本日の臨時会において可決いただきましたら、直ちにその作業に入る予定でございます。臨時会で上程していない中で具体的な情報を発信するということはまたこれも問題があるかというところで、極力抑えてきたというところは御理解いただきたいというふうに考えております。そのような中で、伝えられるところは伝えてきたということでございます。

繰り返しになりますが、本日議会終了後直ちにその作業に入ってまいります。よろしくをお願いします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第40号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第40号議案は、原案のとおり可決されました。

昼になりましたが、若干時間を延長させていただきます。

日程第9 発議第3号

○議長（安部 重助君） 日程第9、発議第3号、神河町議会委員会条例の一部を改正す

る条例制定の件を議題とします。

事務局、発議第3号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
発議第3号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（安部 重助君） 提出者の説明を求めます。

廣納良幸議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納でございます。発議第3号の提案理由並びに内容について御説明をいたします。

本議案は、神河町議会委員会条例の一部改正であります。上下水道課の常任委員会所管事務調査については、これまで産業建設常任委員会で行ってまいりました。しかしながら、上下水道課の事務事業内容については施設整備等ハード事業が減少し、施設の維持管理、料金収納等が中心となっているところで、また各常任委員会の事務調査量のバランスを鑑みても所管委員会の変更が必要であると判断したため、神河町議会委員会条例における常任委員会の所管を改正するものでございます。

内容につきましては、第2条第2号中、民生福祉常任委員会の所管に上下水道課を追加し、同条第3号中に産業建設常任委員会の所管から上下水道課を削除するものでございます。

また、第28条第3項は条文の文言の整理でございます。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが、提案説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可

決されました。

ここで暫時休憩いたします。当局については退席をお願いし、また後ほど時間を設定させていただきます。

午後 0 時 0 5 分休憩

午後 1 時 1 0 分再開

○副議長（藤原 日順君） 会議を再開いたします。

以下申し述べます理由によりまして、議長の職務を私が代行させていただきます。よろしく申し上げます。

追加日程第 1 議長辞職の件

○副議長（藤原 日順君） 議員の申合せにより、議長の任期は 2 年となっております。

先刻、安部重助議長から本日付で辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、安部重助議員の退場を求めます。

〔12番 安部重助君退場〕

○副議長（藤原 日順君） お諮りします。地方自治法第 1 0 8 条の規定に基づき、安部重助議員の議長の辞職を許可することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議なしと認めます。よって、安部重助議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

安部重助議員の復席を求めます。

〔12番 安部重助君入場〕

○副議長（藤原 日順君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 1 1 分休憩

午後 1 時 1 3 分再開

○副議長（藤原 日順君） 再開します。

追加日程第 2 議長の選挙

○副議長（藤原 日順君） ただいま安部重助議員の議長辞職に伴い欠員となりました議

長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

ただいまから議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。（発言する者あり）

ただいま立候補の意思表示が出ましたが、立候補の意思表示をすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議ございませんので、立候補される方の意思表示をお願いいたします。

意思表示につきましては、今着席されております議席の順番で行います。

立候補の意思表示は議席の順番で行うわけですが、立候補される方、御起立をお願いいたします。

それでは廣納議員、演壇でお願いいたします。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納でございます。議長選挙に立候補いたします。

立候補の抱負といいたしめようか、私の考えを述べさせていただきます。

二元代表制で一つは町長、二つは議員、これが二元代表制であり、町長に対峙するのは我々議員の立場でございます。いわゆる一人一人の立場と申しましめようか、私の常日頃から申し上げておりますとおり、皆さんは一国一城のあるじとして地域、神河町内から選ばれてこの議場にお集まりだと私は常に思っております。ですから、個人的な御意見を皆さん地域のことありませうし、全体的なことについても質疑等で賛成、反対というような感じでやられてるのは当然でございますけれども、国、県、町に対して強く発信しなければならないときは、その意を一にして町に対して、県に対して、国に対して物申さなくてはならないと思ひます。

現状、新型コロナウイルス感染症が拡大し、兵庫県でもまだまだ増えているようでございますけれども、いつ終息を迎えるかどうかは分かりません。これは個人的な意見と申しましめようか思ひですけれども、なかなかこれは難しいんではないかと。だけれども町内の業者様、自営業をされてる皆さんも大変な立場で今要請に携わっておられますので、その要請解除に向けても議員一丸となって町、県、国に物を申さなければならないときが必ず来ると私は思っております。ですから、今も臨時議会が開かれましたけれども、一つ一つについては是々非々で皆さん判断していただいませうけれども、ここに至って新型コロナ等々で死者も出ておるわけでございますけれども、一つにいれゆる神崎郡においては1町で感染者が出たということでありませうけれども、私はいれゆるさしか存

じ上げませんが、すごい誹謗中傷、差別等々があるようでございます。ですからその一家といえましょうか御家族は大変な目をされ、今そこにいらっしゃらないのではないかとというようなうわさも聞いたことがございます。

我が神河町は病院を抱えております。ですから、そういう意味での医療従事者等々に関する考えられるいわゆるものを我々は防波堤となって守らなければならない。いわゆるコロナで亡くなられる方、それから重労働で要するに悲しいことでございますけれども命を絶ってしまう方もおられるかも分かりません。まして個人事業主等々は大変苦勞されておりますので、その点でもそういう人が出ないように、悪い方向にならないように我々はここで頑張らなければならないと思っております。ですから全てにおいては是々非々でよろしいけれども、神河町議会としての行動を取るときには行動を一にできるような折衷案でも意見をたくさん出していただいて、その中で選んでいかなければならないと思っております。

私は、そういう意味で、神崎郡内の町議会の中でもやはり神河町議会はすばらしい凜とした議会だなと言われるようなやはり態度は取っていかなくてはならないと思っております。ですから、諸先輩方が築いていただいた伝統を守りながら、これからもますます神河町議会そのものが町民の皆様方、郡内の皆様方に理解していただけるように努力してまいりたい、このように考えております。そういう意味で私は立候補させていただき、皆さんの御協力とお願いという立場で抱負を終わります。

○副議長（藤原 日順君） ほかに立候補されます方、いらっしゃいますでしょうか。ないようでございます。

立候補の意思表示が終わりました。

念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は11名の議員全てにございます。

それでは、事務局長から選挙の手順を説明させます。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩

午後1時23分再開

○副議長（藤原 日順君） 会議を再開いたします。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議なしと認めます。よって、選挙は投票によって行います。

会議規則第28条の規定により、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤原 日順君） ただいまの出席議員数は11名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、廣納良幸議員、2番、三谷克巳議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に廣納良幸議員、三谷克巳議員を指名いたします。

ここで投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（藤原 日順君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。事務局、投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（藤原 日順君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....
1番 廣納 良幸君 2番 三谷 克巳君 3番 澤田 俊一君
4番 小寺 俊輔君 5番 吉岡 嘉宏君 6番 小島 義次君
8番 藤森 正晴君 9番 藤原 裕和君 10番 栗原 廣哉君
11番 藤原 日順君 12番 安部 重助君
.....

○副議長（藤原 日順君） 以上、投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤原 日順君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。廣納良幸議員、三谷克巳議員、立会いをお願いいたします。

事務局開票してください。

〔開 票〕

○副議長（藤原 日順君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、廣納良幸議員 9 票。以下、省略いたします。以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、廣納良幸議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（藤原 日順君） ただいま議長に当選されました廣納良幸議員が議場におられますので、本席より会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

廣納良幸議長、当選挨拶を演壇でお願いいたします。

○議員（1 番 廣納 良幸君） ただいま投票の結果、いわゆる新議長と申し上げてよろしいのでしょうか、議長に当選させていただきました廣納良幸でございます。

先ほど申し上げたとおり、私は神河町議会が凜とした姿、神崎郡、県に行っても一番小さい町であってもしっかりやってるな、みんな一生懸命やってるなと言っていたけるような議会を目指したい。諸先輩方の御意見、今までの議員の皆様方の御意見も聞きながら是非々々でやっていきたいと思っておりますので、皆さんの今後の御協力、御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤原 日順君） 議長の挨拶が終わりました。

それでは、ここで議長職の責務を解かせていただき、新議長と議長席を交代いたします。御協力ありがとうございました。

廣納議長、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 39 分休憩

午後 1 時 41 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開をいたします。

追加日程第 3 副議長辞職の件

○議長（廣納 良幸君） 先刻、藤原日順副議長から本日付で辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、藤原日順議員の退場を求めます。

〔11番 藤原日順君退場〕

○議長（廣納 良幸君） お諮りします。地方自治法第108条の規定に基づき、藤原日順議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。よって、藤原日順議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

藤原日順議員の復席を求めます。

〔11番 藤原日順君入場〕

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩をいたします。

午後1時43分休憩

午後1時45分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（廣納 良幸君） ただいま藤原日順議員の副議長職辞職に伴い欠員となりました副議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

ただいまから副議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。

立候補等がございませんので、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票によって行います。

それでは、議長の選挙と同様の手順で副議長の選挙を行います。

会議規則第28条の規定により、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は11名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、澤田俊一

議員、4番、小寺俊輔議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。よって、立会人に澤田俊一議員と小寺俊輔議員を指名いたします。

ここで投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（廣納 良幸君） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（廣納 良幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長から議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....
1番 廣納 良幸君 2番 三谷 克巳君 3番 澤田 俊一君
4番 小寺 俊輔君 5番 吉岡 嘉宏君 6番 小島 義次君
8番 藤森 正晴君 9番 藤原 裕和君 10番 栗原 廣哉君
11番 藤原 日順君 12番 安部 重助君
.....

○議長（廣納 良幸君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。澤田俊一議員、小寺俊輔議員、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（廣納 良幸君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（小林 英和君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票、有効投票 10票、無効投票 1票。

有効投票のうち、澤田俊一議員 7票。以下、省略いたします。

以上のおりでございます。

○議長（廣納 良幸君） この選挙の法定得票数は 3票であります。よって、澤田俊一議

員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（廣納 良幸君） ただいま副議長に当選されました澤田俊一が議場におられますので、本席より会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

澤田俊一副議長、当選挨拶をお願いいたします。演壇でお願いします。

○議員（3番 澤田 俊一君） 失礼いたします。先ほど副議長選挙当選の告知を受けました澤田俊一です。その責任の重さに身が引き締まる思いであります。副議長としての職務を遂行するとともに、議長の補佐役として町政の発展、また議会の公平かつ円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。一生懸命に頑張りますので、どうか皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

議会議員としては1期目、3年目であり、かつ委員長経験もない私、澤田が何ができるんだとおっしゃる議員もおられるかもしれません。ここで私の思いの一端を述べさせていただきます。

先ほど廣納議長が立候補の表明をされたときに、やはり議会の力、議会が一つになってということをおっしゃいました。私は、その部分について本当に同感でございます。そういう中で、私はその一つとして、議会としての力を高めるためにはやはり全員協議会の機能を高めることが必要ではないかなというふうに考えております。昨年の商工会の役員、また区長会の皆さんとの意見交換会で議会の活動、またそれぞれの議員の活動が見えないという厳しい御意見を承りました。私自身も反省するところが大いにありました。

昨日の全員協議会、そして本日の令和2年度一般会計補正予算における新型コロナウイルス感染症対策についての質問や審議において感じたことがございます。町民の皆さんからは、役場がどんな施策をやっているのか分からないとの御意見を聞きます。同時に、議会もしっかりしろよというお叱りも受けております。そういう中で、先ほど廣納新議長もおっしゃいましたように、一人一人の思いを執行部に訴えるだけではやはりその力に限界があるのではないかなというふうに感じております。私は、先ほども言いましたように議会としての力、まとまった力を発揮するのはやはり私たち議員も準備が必要ではないかと思えます。その事前の準備には、やはり全員協議会において議員間で自由に意見を交わして、そしてその中で議会として一つの力にしていく。そういうことが必要ではないかなというふうに思います。今後、議長を支え、皆さんと一緒にそのような議論の場づくりを皆さんと一緒にできればいいなというふうに思っております。

今後とも議員の皆様の一層の御指導、御協力をお願いいたしまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 副議長の挨拶は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 5 分休憩

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開をいたします。

追加日程第 5 議席の一部変更

○議長（廣納 良幸君） 議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定及び議会運営基準第 1 3 条の規定によって、議席の一部変更を追加日程第 5 として本日の日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を追加日程第 5 として日程に追加することを決定いたしました。

追加日程第 5、ただいまより議席の一部変更を行います。

議席の変更については、議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定及び議会運営基準第 1 3 条の規定により、議長は最終番、副議長は最終 2 番となっております。

安部重助議員の議席を 1 番にし、藤原日順議員の議席を 3 番に、澤田俊一議員の議席を 1 1 番にし、私、廣納は 1 2 番と変更いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 2 6 分休憩

午後 3 時 1 4 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第 1 0 常任委員会委員の選任

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1 0、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名いたします。

先ほど全員の希望と言いましたが、一部御協力をお願いせんなん方もおられますので御理解のほどよろしく願いをいたします。

総務文教常任委員会の委員に安部重助議員、三谷克巳議員、藤原日順議員、小島義次議員、藤原裕和議員、栗原廣哉議員、澤田俊一議員、廣納良幸でございます。8 人でございます。以上。

次に、民生福祉常任委員会。藤原日順議員、小寺俊輔議員、吉岡嘉宏議員、小島義次議員、藤森正晴議員、藤原裕和議員、廣納良幸でございます。以上 7 名。

次に、産業建設常任委員会の委員に安部重助議員、三谷克巳議員、小寺俊輔議員、吉

岡嘉宏議員、藤森正晴議員、栗原廣哉議員、澤田俊一議員。

以上のとおり各常任委員会委員に指名いたします。

ここでお諮りをいたします。ただいま指名したとおりそれぞれの常任委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。なお、常任委員会の委員長、副委員長は委員会条例第9条第2項の規定によってそれぞれの委員会で互選することとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時55分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開をいたします。

ただいま各常任委員会が開催され正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

総務文教常任委員会の委員長に三谷克巳議員、副委員長に小島義次議員。民生福祉常任委員会の委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に小寺俊輔議員。産業建設常任委員会の委員長に栗原廣哉議員、副委員長に藤森正晴議員。以上のとおり互選されました。ここに御報告申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後4時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第11 議会運営委員会委員の選任

○議長（廣納 良幸君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名いたします。

議会運営委員会の委員に安部重助議員、三谷克巳議員、吉岡嘉宏議員、栗原廣哉議員、澤田俊一議員、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました5名を議会運営委員会の委員に選任することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員は議長指名のとおり選任されました。

なお、議会運営委員会委員の委員長、副委員長は委員会条例第9条第2項の規定によ

り委員会で互選することになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 4 時 0 3 分休憩

午後 4 時 1 4 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開をいたします。

ただいま議会運営委員会が開催され正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

委員長に安部重助議員、副委員長に三谷克巳議員。以上のとおり互選されておりますので、御報告を申し上げます。

日程第 1 2 特別委員会委員の選任

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1 2、特別委員会委員の選任を行います。

当議会に設置している特別委員会のうち、広報公聴活動調査特別委員会委員は広報発行規程により任期が 2 年となっております。

人権文化推進特別委員会については、委員全員から、本日付で辞職願が提出されました。

お諮りします。人権文化推進特別委員会委員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって人権文化推進特別委員会委員の辞職を許可することに決定しました。

各特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名をいたします。

広報公聴活動調査特別委員会の委員に藤原日順議員、吉岡嘉宏議員、小島義次議員、藤森正晴議員、栗原廣哉議員、澤田俊一議員、以上 6 名。

人権文化推進特別委員会の委員に安部重助議員、三谷克巳議員、小寺俊輔議員、藤原裕和議員、以上 4 名を指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、各特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、各特別委員会の委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は委員会条例第 9 条第 2 項の規定によりそれぞれの委員会で互選することになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 4 時 17 分休憩

午後 4 時 31 分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

ただいま各特別委員会が開催され正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

広報公聴活動調査特別委員会の委員長に小島義次議員、副委員長に吉岡嘉宏議員。人権文化推進特別委員会の委員長に安部重助議員、副委員長に小寺俊輔議員。以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。

追加日程第 6 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（廣納 良幸君） ここでお諮りします。一部事務組合議会議員の選挙を日程に追加して、追加日程第 6 として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。したがって、一部事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第 6 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 6、一部事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

これより中播衛生施設事務組合議会議員及び中播北部行政事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議なしと認め、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議ないものと認めます。よって、各一部事務組合議会議員は、議長より指名することに決定いたしました。

中播衛生施設事務組合議会議員に吉岡議員と私の 2 名、中播北部行政事務組合議会議員に吉岡嘉宏議員、澤田俊一議員と私の 3 名。以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しましたとおり、各一部事務組合議会議員の当選人を決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、吉岡嘉宏議員と私が中播衛生施設事務組合議会議員に、吉岡嘉宏議員、澤田俊一議員と私が中播北部行政事務組

合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により、それぞれの議員が議場におられますので告知をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。当局に入ってくださいますので、4時50分まで休憩といたします。

午後4時36分休憩

午後4時51分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

再開に当たり、構成替えにおいて私、廣納良幸がこのたび議長に当選いたしました。どうぞ皆様方の御指導、御鞭撻よろしくお願いをいたします。

欠席届が出ております。健康福祉課、桐月課長から欠席届が出ております。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

ここで、先ほど決定いたしました議会構成の概要について御報告申し上げます。

副議長に澤田俊一議員、総務文教常任委員長に三谷克巳議員、副委員長に小島義次議員、民生福祉常任委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に小寺俊輔議員、産業建設常任委員長に栗原廣哉議員、副委員長に藤森正晴議員、議会運営委員長に安部重助議員、副委員長に三谷克巳議員、広報公聴活動調査特別委員長に小島義次議員、副委員長に吉岡嘉宏議員、人権文化推進特別委員長に安部重助議員、副委員長に小寺俊輔議員、以上のとおりでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

追加日程第7 常任委員会所管事務調査の申し出について

○議長（廣納 良幸君） ここでお諮りいたします。神河町議会委員会条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い常任委員会の所管事務が変更になったため、常任委員会所管事務調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。したがって、常任委員会所管事務調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第7、常任委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

常任委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付され

ておりますとおり閉会中の継続審査としたい旨の申出がございます。

お諮りいたします。常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、常任委員長申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第93回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午後4時56分閉会

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、議員が一丸となって町部局とともに神河町民のさらなる福祉の向上、安全安心に資するために共に努力してまいりたい、このように思っております。

くしくも世界中で新型コロナウイルスが蔓延し、いつ当町に飛び火するかも分かりません。それを何とか全員で防ぎ、人命に関わらないような方策を全員で考えていただきたい。私も率先してやりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会の閉会に当たり御挨拶申し上げます。

議会におかれましては、廣納議長、澤田副議長をはじめとする各役員の選出、各委員会の構成など今後の議会運営に関わる重要な事柄を決定されました。とりわけこのたび退任されました安部重助前議長には、約10年という長きにわたり議会の長として神河町のまちづくりに御尽力いただきましたことに心からのお礼と感謝の意を表します。引き続きの御活躍を御祈念申し上げます。

また、新たに就任されました正副議長をはじめ各委員等に就任されました議員各位におかれましては「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町 かみかわ」のまちづくり、そして当面の緊急課題である新型コロナ対策事業、あわせて第2期地域創生事業を強力に、かつスピーディーに推進していくため、格別の御理解と御支援

を賜りますようよろしくお願いいたします。

各位には、本日提案させていただきました案件全てにつきまして真摯な御論議、御助言の中、承認、可決いただき誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス対策関連予算におきましては、本日から具体の事務作業のスピード化を図り、遅滞なく事業執行に全力で取り組んでまいります。

国におけるコロナ治療薬開発では、昨日国内初の治療薬レムデシベルが特例承認され、また特に注目をされている治療薬アビガンについても承認を目指すなど、明るい兆しも見えてきているところです。さらに、国及び兵庫県においても新型コロナウイルスの特別措置法に基づく休業、外出自粛要請の段階的解除に向けての基準を作成する準備を進めるとしています。

そのような状況の中、希望を持ちつつ、しかし気を緩めることなくしっかりと現行体制を継続することにより、必ず解除の時期、そして出口が近づくことを確信しています。

終わりに、吹き抜ける風が何とも心地よい季節になっていますが、議員各位におかれましては今後とも健康には十分御留意していただき、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 5 時 0 0 分
